

新得町耐震改修促進計画 概要版

1. 計画の社会的背景と目的

(1) 社会的背景

阪神・淡路大震災の教訓により、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

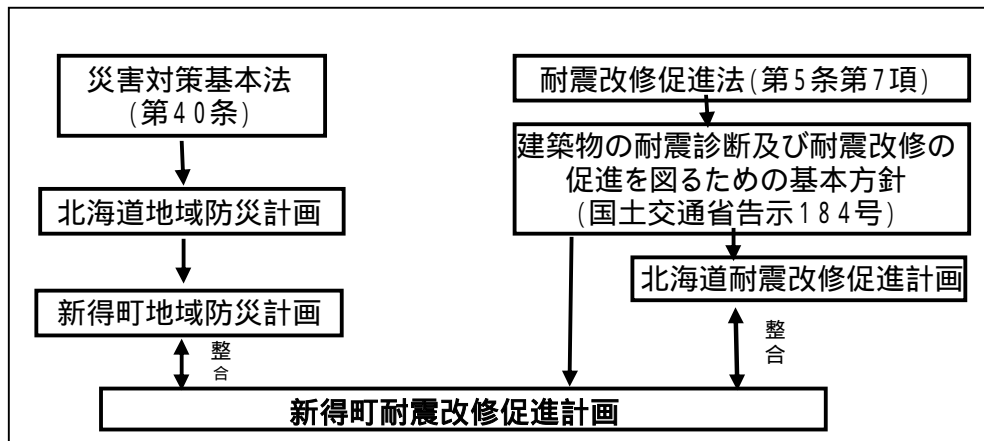
近年、新潟県や福岡県などで大規模地震が頻発しています。十勝管内では、平成17年に大規模な十勝沖地震が発生し、いつどこで大規模な地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まっています。

この様な中、平成18年1月より『改正』建築物の耐震改修の促進に関する法律』が施行され、都道府県における耐震改修促進計画策定義務化による計画的な耐震化の推進やある程度規模の大きい建築物への指導等の強化が位置付けられました。

(2) 計画の目的

新得町耐震改修促進計画は、大規模地震を想定して「安全・安心」なまちづくりを推進するため、建築物の耐震化に関する目標を設定し、建築物の倒壊被害から町民の生命および財産に対する被害を未然に防止すること等を目的としています。

(3) 計画の位置づけ



(4) 計画の期間

平成21年度から平成27年度までの7年間とします。

2. 想定される地震の規模及び被害状況

(1) 新得町内での地震発生の概要

昭和27年・昭和43年の十勝沖大地震、近年では平成15年の十勝沖地震があり、大きな被害を及ぼした大規模地震が頻発しています。

(2) 新得町における地震の想定

想定される地震として、海溝型地震「十勝沖・釧路沖の地震」、内陸活断層「十勝平野断層帯主部による地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」、の3つの地震で最大規模は「全国どこでも起こりうる直下の地震」であり、震度分布は震度6弱が141地区(地区数はいずれも市区分)となります。平成15年に被災した十勝沖地震よりも大きい規模となります。

(3) 建築物被害・人的被害の想定

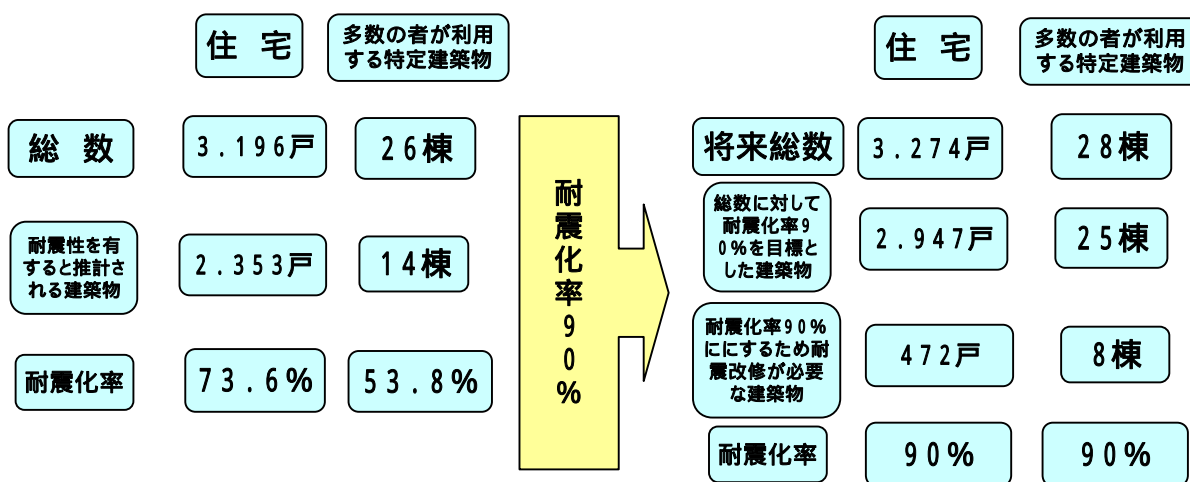
想定される地震による建築物・人的被害の状況は、「全国どこでも起こりうる直下型の地震」で最も大きく、木造住宅を中心として全倒壊数28棟、半倒壊数269棟、死者数1名、負傷者数50名と想定されています。

3. 住宅・建築物の耐震化の目標

新得町では、想定される地震による建築物・人的被害を半減させるため「住宅および多数の者が利用する特定建築物」の耐震化率を平成27年度までに、90%にすることを目標とします。

耐震化の現状

平成27年度耐震化の目標



平成27年度までに「住宅および多数の者が利用する特定建築物」の耐震化率を90%とするため、新築・建替え・解体による減を想定すると住宅472戸程度・多数の者が利用する特定建築物8棟程度を耐震化する必要があります。

4. 住宅・建築物の耐震化に向けた取組

相談体制の整備や無料耐震診断の実施により、耐震診断および耐震改修を効果的・効率的に進めるための環境整備を行います。

パンフレット・ホムペ・ジ・広報等の活用により、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及、耐震診断結果の公表をします。

耐震化促進のための補助制度を情報提供することにより、所有者への支援を行います。

庁内組織・所管行政庁・自治会組織等の連携を図り、耐震化に向けた啓発・知識の普及を行います。

固定資産税減額証明書に係る住宅耐震改修証明書の発行事務と情報提供により、既存住宅の耐震化促進を行います。

5. 優先的に耐震化を行う建築物

災害時における防災拠点・避難所施設・福祉施設など防災対策上重要な建築物、危険物を取り扱う施設の耐震化に努めます。特に、学校関係の耐震化を優先的に努めます。

詳しくは、新得町役場施設課建築係にご相談下さい。また、新得町耐震改修促進計画は、新得町のホムペ・ジでご覧になれます。新得町役場ホムペ・ジ <http://www.town.shintoku/hokkaido.jp/>